

文教福祉常任委員会会議録

令和5年12月15日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、橋本副委員長
柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、新村委員、山田委員、茂内委員、柳田委員
天利議長

説明者 三橋健康福祉部長、中澤福祉課長、柏木主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第76号 寒川町福祉活動センターの指定管理者の指定について

午前10時35分 開会

【佐藤委員長】 お疲れさまです。それでは、本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第76号 寒川町福祉活動センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 本会議休憩中の委員会の開催、ありがとうございます。これより付託議案議案第76号 寒川町福祉活動センターの指定管理者の指定について、中澤福祉課長よりご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、議案第76号 寒川町福祉活動センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。なお、本会議において健康福祉部長がご説明した内容と一部重複する点がございませぬが、ご了承願います。

まず、資料になりますが、タブレット資料01-1は議案になります。2ページは、法人の履歴事項全部証明書となっております。

タブレット資料01-2は、指定管理者候補者選定結果の概要と町長への答申内容、審査の採点結果となっております。

続きまして、タブレット資料01-3は、同センターの指定管理者募集要項と同センターの管理運営に関する指定管理者業務仕様書となっております。

最後の01-4は、指定管理者指定申請書一式でございます。

初めに、提案理由でございますが、寒川町福祉活動センターにつきましては、現在指定管理者による施設の運営管理を行っておりますが、その指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了となりますことから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の指定管理者の指定につきまして、地方自治法の規定に基づきご提案させていただくものでございます。

次に、指定管理者候補者の選定に至るまでの経緯についてご説明いたします。今回の選定につきましては、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、公募による選定で本年10月23日から募集要項等の配布と募集を開始いたしました。募集の結果、現在の指定管理者である社会福祉法人翔の会のみが応募団体となっております。11月24日に開催されました指定管理者選定委員会において応募のありました1団体からのプレゼンテーションを受けた後に、寒川町公の施設の指定管理者選定に関わる選定基準に基づきまして審査を実施し、社会福祉法人翔の会が選定され、その審査結果についての答申がタブレット資料01-2の2ページのとおり町長に対しございました。その後、11月27日開催の庁議を経て、社会福祉法人翔の会が指定管理者候補者と決定し、現在に至っております。

なお、選定に当たりましては、申請団体が1団体でしたので、他の団体との比較ができないことから、選定基準を評価項目5段階の各採点項目の標準である3点を基準とし、選定委員7名の合計得点630点を選定基準といたしました。

審査項目は大きく分けて7項目となっております。審査に当たりまして、当該施設の設置目的が障害者の福祉の向上及び地域福祉の観点を考慮した対応を指定管理者に求めているため、関連する重要項目に関しては倍率2倍としております。また、満点の場合の合計得点は1,050点で、630点はその60%に当たります。採点の結果、タブレット資料01-2の3ページのとおり、選定委員7名の合計得点は733点となり、選定基準を上回ったことから、指定管理者候補者として選定されたものでございます。

ただいまご説明した内容は、タブレット資料01-2の1ページの指定管理者選定結果の概要に記載しております。

続きまして、タブレット資料01-3をご覧ください。こちらは指定管理者を募集するに当たりまして、施設の設置目的をはじめ施設の概要や管理に当たっての条件、管理業務内容や経費、リスク分担、申請手續等を示した寒川町福祉活動センターの指定管理者募集要項及び仕様書になりまして、町ホームページ等で周知をいたしました。当該施設は築36年を経過しており、施設の老朽化により近年ではエアコン、火災探知機、水漏れ等の修繕を行っております。施設所管課といたしましては、今後も利用者が安全に施設をご利用いただけるように、日頃からの点検を小まめに行い、必要に応じて施設の機能維持のための対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、タブレット資料01-4は、募集要項に基づき提出された指定管理者指定申請書一式となっております。1ページは申請書、2ページから3ページは法人の組織図、4ページが概要書となっております。候補者の社会福祉法人翔の会は、1992年、平成4年7月に法人を設立して以降、障害者支援施設の運営をはじめ各種障害福祉サービスなど幅広く事業展開をされており、町内で運営している事業所数は7事業所となっております。

次の8から11ページは、履歴事項全部証明書となっております。

12ページから25ページは、事業計画書になります。この事業計画書には、指定管理業務を行うに当た

つての基本方針、管理運営を行うに当たっての職員体制、当該施設に関わる令和6年度の収支予算案及び指定管理期間5年間の利用促進計画等が記載されております。

26ページ以降は、この事業計画書に記載がございました法人が定めている各種規定等となっております。

以上が、このたびの指定管理者の指定に関するご説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

岸本委員。

【岸本委員】 まず、今回の応募が1者しかなかったということで、指定管理でこのような提案がされたということで、まず安堵しておりますが、その中で質問したいのは、昨年、令和4年6月の監査の中で様々な指摘をされていると思います。同じ事業所さんが管理されるということで、そこが改善されているかどうかという確認させていただきたいと思います。

まず、監査の中で特にあったのが、口座の数というところ、別口座を開いていたのかどうかというところ、まずそこをお聞きしたいと思います。

続きまして、職員の育成について、そこも教育などがされていたのか疑問点が残るということもございましたので、そこも改善されたのかどうか、そこをお聞かせください。

続きまして、福祉活動センターの事業なのか、翔の会さんの自主事業なのか、その色分けが少し不明確だったということも指摘されていますので、その点も今どのように改善されたかどうかというのをお聞かせください。では、1問目、それをお願いいたします。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 ただいまのご質問で、監査でご指摘をいただいたことについてのご対応ということですが、まず1点目の口座の開設についてということで、こちらにつきましては、監査の指導を受けまして速やかに改善をするように指導いたしまして、令和4年中に口座の開設に向けて手続をさせていただいて、令和5年度、今年もモニタリングを上半期にしておりますが、その際にはきちんと口座の開設がなされていて、そのなされた口座の入出金の関係も全部確認が取れておりますので、現時点ではご指摘いただいた部分については改善がなされていて、特に問題がないと認識してございます。

それから、2点目の職員の育成ということで、こちらはまず、担当課の職員のモニタリングの精度というか、その部分がこちらとしてもなかなか追いついていなかったということですので、そこは担当内でも仕様書とか協定書に基づいてきちんと現地でそれぞれの書類の状況なども含めてモニタリングをするということを徹底するというところで、精度を上げるということで、これは直ちに取り組んできたことで、令和5年度も、9月に行ったモニタリングの中ではしっかり対応ができていかなということと、また、指定管理者の職員の方にも、その部分はきちんと日頃からの業務について、書類整理も含めてですが、管理も含めてきちんと対応していただけるようにということでご指導させていただいて、今のところはきちんと指導をされた中で改善ができているという形で認識しております。

それから、自主事業に関してのご質問でございます。自主事業に関しては、今回の指定管理期間から、こちらとしてもきちんとその辺が明確にという形で整理させていただいた状況で、今回の募集要項の中

に、指定管理業務の中での自主事業をどういうものにしていただくかということも、位置づけをさらに分かりやすくさせていただいた上で、その取扱いについても募集要項に整理させていただいています。募集要項の3ページの(2)のウのとおり整理させていただいて、今回公募に至っているという状況でございます。

以上になります。

【佐藤委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 改善されているということで安心いたしました。今回の協定書にもあるようなことを、今後、翔の会さんにやっていただかなければならないので、町側の体制としてモニタリングだったりと、連絡体制の強化改善、そのようなものがしっかりと本当にできているのかどうか、再度確認させていただきたいと思います。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 モニタリングにつきましては、原則年2回、9月と2月に実施しております。その都度、先ほども申し上げましたように、担当職員2名で帳票類の管理なども含めて細かくモニタリングをさせていただいている状況です。今後もモニタリングの精度を上げてしっかり対応していきたいと考えているところと、あと、常日頃から指定管理者と連携を密にして、町民サービスの向上のためには指定管理運営が適切になされていかなければいけないと考えておりますので、その辺も引き続きしっかり努めまいりたいと考えております。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 審査項目についてお尋ねいたします。米印で、備考のウなんですけれども、特に必要な審査項目がある場合、担当課で空欄に記入の上重要度に応じて倍率を付すこととありますが、今回の入札に当たって、そのような新たな項目を設けてやりましたかという質問です。まずそれを確認させていただきます。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 ただいま特別な項目についての倍率を設けて、新たな項目にということでしたが、先ほどもご説明のときに触れさせていただきましたが、審査項目が7項目ある中で、町で先ほど施設の設置目的であったりとか、その施設を運営するに当たって重要項目として考えられる項目、例えば審査項目の1の(1)で、当該施設の目的を適切に理解できているとか、それから(2)の当該施設の管理運営に適切な取組方針がなされているとか、サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるかというような数々その辺の8項目の部分については、重要項目と考えて、こちらとしても倍率を2倍という形で設定させていただいて審査を行った状況でございます。

以上になります。

【佐藤委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 設定するに当たって、それは例えば実態を反映したものであると思うんですけども、利用者の意見とか、あるいは時代に合った地域福祉の向上に資するとか、どういう基準をもって8項目で選定したのかについてお尋ねいたします。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 繰り返しになりますが、今、委員もおっしゃっていただいたように利用者の目線に立った部分とか、あと地域福祉の観点というものを取り入れていただいて、福祉の拠点としての施設の対応ができてきているかというところは重要項目だということで、先ほど言った2倍にしている中にきちんとその項目も含まれているという形で行わせていただきました。

【佐藤委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 それをもって今年度の入札は、一番寒川町として、このところがポイントだという観点は何だったのでしょうか。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 そもそも指定管理を導入する目的に当たりましては、住民サービスの提供、直営にしないけど、民間のノウハウとか視点を生かして、住民サービスの向上をまず目的としているところがございますので、その原点はきちんと押さえさせていただいて、対応させていただいたと考えております。

以上になります。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 指定管理者のメリットとといいますか、民間事業者として今までやってこられた経験、そういうものが蓄積されているノウハウがあるということで、とてもいいと思うんですけども、逆にデメリットとして、施設を所有する自治体と実際サービスするという指定管理者は別になると思うんですね。別の主体になるとして、そこで例えば問題が起きたとして、自治体で運営意識の問題の中で、その施設で直接住民の方と顔を合わせたりしながらやっていくのが指定管理者だとは思いますが、例えば住民といいますか、使用者といいますか、利用者の要望が自治体に伝えられるのに時間がかかったりすることもあるかとは思いです。そのようなときには速やかな対応が必要だと思われるんですけども、そういったことに対してはどのようにしていくのかというのをお聞かせください。今までもどうだったかでもいいんですけど、お願いします。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 こちらのセンターを利用されている方は、多くは障害のある方の利用となっております。現在の指定管理者につきましては、障害への理解がございまして、当事者に寄り添って、本人の意思や思いを尊重しながら対応していただいているという中で、これまでのところ、町に施設の運営に関しての苦情等というものはいただいております。

また、利用者のアンケートを実施させていただいております。その中でも、対応についてはよいというご意見が大多数を占めております。それからあと、直接言葉をいただいているのは、大変親切に対応していただいているというようなお言葉も、こちらも頂戴しているところでございますので、現段階では適切に対応していただいていると認識はしております。

ただし、何か利用者さんからのお困り事だったりということがもちろんあれば、当然指定管理者も町にもすぐに連絡をいただいて協議を一緒にして対応をどうしていくかは、これまでと変わらずにやって

きたと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本副委員長。

【橋本副委員長】 01-3の福祉課資料2の寒川町福祉活動センターの指定管理者事業募集要項等の1の施設の概要のエで、昭和62年3月に建設した施設のため、施設及び設備の老朽化が進み、更衣室のシャワーが使用できない状態になっていますとあります。先ほどお話の中でも出ましたが、適宜そういったものは対応していくというような説明ではあったかと思うんですけども、実際に障害者の方がこういったことで困っていたりとか、いろいろと施設が老朽化していることで不都合が生じてしまった場合の対応とか、指定管理と町との連携だったりとか、具体的に今問題があるということなので、その辺りを今後指定管理をやっていただく上で、きちんと管理をしていただくための今具体的な対策とかがあればお聞かせください。

【佐藤委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 募集要項に記載のとおり、シャワーの使用については、修繕での対応が難しいということになっております。ただし、利用者の方がシャワーを使わなくても、もちろん手洗いだったりとか、必要であれば拭き取りだったりとか、清拭だったりとか、そういう対応は可能ということで、特段今ご利用いただいている方がそういう形で常にそこを利用された場合に必要かという、今の状況ではないということは把握しております。こちらについては、応募の際にも施設をきちんと確認していただいて、私たちも同行の上で、そこはご理解いただいているというところになります。

ただし、これ以外で老朽化というところで、ご利用者様に一番安心で安全なご利用をいただくというのが第一ですので、例えば先ほどもお話ししたように、一部水回りの水漏れとかというのが顕著に出てきているという中では、それは早急に指定管理者からも、もちろんすぐにご連絡をいただきますので、こちらとしても現場をすぐに確認させていただいて、リスク分担で15万円以下のものについては、指定管理の方の指定管理料の中でご負担いただくという形で、以前よりもリスク分担の金額も下げさせていただいて、指定管理者にも負担がないようにさせていただいているというのが現状です。今後も、適宜必要なものについては、機能維持のためには、町の施設でございますので、利用者さんが安全でお困りがないような施設のご利用をいただけるように対策としてしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、続けさせていただきたいと思えます。

これより討論に入ります。議案第76号 寒川町福祉活動センターの指定管理者の指定について、討論

はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。これをもちまして文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 2月 20日

委員長 佐藤 一夫